

報告⑥ 新潟市農畜産物直売所設置基準の緩和について

農業を強みとする本市として、農業者等による直売所の設置基準を緩和することで、農業の担い手確保や農家の所得向上、農村地域のコミュニティ活性化を図り、持続可能な農業の実現につなげる。

1 直売所の設置状況

R5年6月末現在で10店舗
(北区2、江南区2、南区1、西区3、西蒲区2)

2 改正前の設置基準（H18.4.1要綱制定）**(1) 延床面積：200㎡以下**

都市計画法「市街化調整区域における居住者の日常生活に必要な小売店の規模」に準じ設定。

(2) 敷地面積：概ね1,000㎡未満

混雑時には30台程度の駐車台数が必要と想定し設定。

3 改正内容（R5.4.1改正）

既存直売所が以下の要件を満たす場合、延床面積及び敷地面積の拡張を認める。

- ・経営計画に見合う規模であること
- ・隣地の地権者や農業委員会等からの同意が得られること

※ 拡張時の面積には上限を設けない

4 現在の状況

現在設置の10店舗への情報提供済み。